

- 報告の成果と課題 -

「リスボン条約後のイタリア法と欧州人権条約との関係」

リスボン条約発効前後よりイタリアで ECHR の国内法における位置づけが議論されている。それは、ECHR は EU 法か、EU 法に相当する法規範か、それとも一般的な国際条約か、という議論である。本報告では、リスボン条約は、イタリアにおける ECHR の位置づけにどのような含意を有するか、について扱った。

まず、イタリアで、ECHR が一般的な国際条約の場合と、EU 法(相当の法規範)との場合で、どのような相違があるかについてであるが、イタリアにおける国際条約は、2001 年以降は、イタリア憲法 117 条第 1 項により、国際条約に違反する法律は、イタリア憲法裁判所への付託により違憲無効化されることが判示された。但し、国際条約は憲法規定全体に服する。

一方、イタリアにおける EU 法は、イタリア憲法 11 条を根拠に、イタリア法に優越する。具体的訴訟において、直接効果を有する EU 法に抵触するイタリア法は、通常裁判官により適用排除される。但し、EU 法は憲法の基本原則に対しては優越しない。

イタリアにおける ECHR が一般的な国際条約の場合か、EU 法(相当)か、という議論は、1970 年頃より ECJ が、共同体の「法の一般原則」として ECHR に言及開始を開始し、1993 年マーストリヒト条約では旧 TEU6 条 2 項によりその諸権利を共同体法の一般原則として尊重すると明示されたことに端を発する。

EU 法上の基本権(ECHR)の射程は、EU 法射程内の EU ないし加盟国の行為であるが、EU 法射程外の加盟国の行為は、加盟国の基本権(憲法・ECHR)の射程内にある。つまり、ECHR は、場合に応じ、EU 法でもあり、一般的国際条約でもあり、実体上、手続上、相違が生じるため、どちらなのかが重要になるのである。

イタリア憲法裁判所は、2007 年 10 月 24 日判決 348・349 号で、ECHR は、憲法 11 条の射程には入らず、EU 法と同様の扱いは受けないと判示したが、2009 年リスボン条約による新たな TEU6 条が EU 基本権憲章や、EU による ECHR への加入を規定したことを受けて、国務院や行政裁判所の中に ECHR を EU 法と同様の扱いをするものが現れてきた。こうした動きを受け、憲法裁判所は、改めて ECHR は憲法 11 条の射程には入らず、EU 法と同様の扱いは受けないと判示した。

しかし、学説には、ECHR も憲法 11 条の射程に含め、EU 法と同様の扱いをすべきとの説も根強く、実際イタリア憲法裁判所の判示は、その可能性も残しているため、今後の判例の動向に注目してゆきたい。